



第4章
資料8 薬局または店舗における掲示と特定販売

特定販売：その薬局又は店舗におけるその薬局又は**店舗以外**の場所にいる者に対する**一般用医薬品**又は**薬局製造販売医薬品**（毒薬及び劇薬を除く。）の販売又は授与のことである。

【特定販売を行う場合に必要なこと】

- 1.当該薬局又は店舗に**貯蔵**し、又は**陳列**している**一般用医薬品**又は**薬局製造販売医薬品**を販売し、又は授与すること。※**要指導医薬品**の特定販売は**不可**
- 2.特定販売を行うことについて広告をするときは、インターネットを利用する場合は**ホームページ**に、その他の広告方法を用いる場合は当該広告に、次に掲げる情報を、見やすく表示すること。

※以下の「薬局又は店舗の管理及び運営に関する事項」「要指導医薬品及び一般用医薬品の販売制度に関する事項」は**実店舗の場合も特定販売の場合も基本的に同じ内容**です。

薬局又は店舗の管理及び運営に関する事項	要指導医薬品及び一般用医薬品の販売制度に関する事項	特定販売に伴う事項
① 許可の区分の別 ② 開設者等の 氏名又は名称 、許可証の記載事項 ③ 管理者の氏名 ④ 勤務する薬剤師 又は第十五条第二項本文に規定する登録販売者以外の 登録販売者 若しくは同項本文に規定する登録販売者の別、その 氏名及び担当業務 ⑤ 取り扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の区分 ⑥ 薬局、店舗に勤務する者の名札等による区別に関する説明 ⑦ 営業時間、営業時間外で相談できる時間及び営業時間外で医薬品の購入、譲受けの申し込みを受理する時間 ⑧ 相談時及び緊急時の電話番号その他連絡先	① 要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の 定義 並びにこれらに関する解説 ② 要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の 表示 に関する解説 ③ 要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の 情報の提供 に関する解説 ④ 薬局製造販売医薬品を調剤室以外の場所に陳列する場合にあっては、 薬局製造販売医薬品の定義 及びこれに関する解説並びに 表示、情報の提供及び陳列 に関する解説 ⑤ 要指導医薬品の陳列 に関する解説 ※要指導医薬品を販売しない場合も 掲示する必要あり ⑥ 指定第二類医薬品の 陳列 （特定販売の場合は 表示 ）等に関する解説 ⑦ 指定第二類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、当該指定第二類医薬品の 禁忌 を確認すること及び当該指定第二類医薬品の使用について薬剤師又は登録販売者に 相談 することを勧める旨 ⑧ 一般用医薬品の 陳列 （特定販売の場合は 表示 ）に関する解説 ⑨ 医薬品による 健康被害の救済制度 に関する解説 ⑩ 個人情報 の適正な取扱いを確保するための措置 ⑪ その他必要な事項	① 薬局又は店舗の主要な 外観 の写真 ② 薬局製造販売医薬品又は一般用医薬品の 陳列 の状況を示す写真 ③ 現在勤務している薬剤師又は第十五条第二項本文に規定する登録販売者以外の登録販売者若しくは同項本文に規定する登録販売者の別及びその 氏名 ④ 開店時間と特定販売を行う時間が異なる場合にあっては、その開店時間及び特定販売を行う時間 ⑤ 特定販売を行う 薬局製造販売医薬品 又は 一般用医薬品の使用期限 ①例  ②例 

3.特定販売を行うことについて広告をするときは、第一類医薬品、指定第二類医薬品、第二類医薬品、第三類医薬品及び薬局製造販売医薬品の**区分ごと**に表示すること。

4.特定販売を行うことについてインターネットを利用して広告をするときは、**都道府県知事及び厚生労働大臣が容易に閲覧することができるホームページ**で行うこと。特定販売を行う場合であっても、一般用医薬品を購入しようとする者等から、**対面又は電話**により相談応需の希望があった場合には、薬局開設者又は店舗販売業者は、その薬局又は店舗において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、対面又は電話により情報提供を行わせなければならない。